

経済研究

第21卷 第1号

February 1970

Vol. 21 No. 1

フリードリッヒ・リストの 『国民的体系』について

小林 昇

I. 書名をどう訳するか

ドイツ経済学の最もポピュラーな古典である、Friedrich List の主著 *Das nationale System der politischen Ökonomie*, 1841 は、諸国においてその翻訳史を持つが、わが国でも 1889 年の大島貞益訳『李氏經濟論』以来の翻訳史がある。わたくしはこれらの翻訳史の最新の段階として自分の手による邦訳の初稿(初校ではない)を終えたところなので、現代の経済学史研究者の一人として、この古典にかんする二、三の感想を述べてみたい。

しかし最初に、この古典の題名の邦訳をいちおう確定しておかなければならぬ。本書は、1938 年の谷口正彦・正木一夫訳では『国民経済学体系』と訳され、それをついだ正木一夫訳(その最新版は 1965~66 年)では『政治経済学の国民的体系』と直訳されている。本書の梗概である住谷悦治の『リストの国民主義経済学』(1939 年)の序文も、『政治経済学の国民的体系』の訳名を用いている。

リストのこの主著の訳名は、自然な語感に従うならば、1938 年にあたえられた『国民経済学の体系』が最も簡潔であり、『政治経済学の国民的体系』

と呼ぶのは生硬にすぎるように思われる。しかし『国民経済学体系』と訳名を定めるには、ここに困った事情がある。それは、周知のように、リストのこの主著がその前身として 1837~38 年にパリで書かれた「精神・政治科学アカデミー」への懸賞応募論文 *Le système naturel d'économie politique* を持つていて、この題名が *Das natürliche System der politischen Ökonomie* というドイツ語の定訳をつけられており、このことから、リストの主著を『国民的体系』、その前身を『自然的体系』と略称する習慣が、一般化しているということである(ちなみに、リストにおける「自然的」という語は、歴史的ないし歴史法則的という意味であって、ケネー的・スミス的な理神論の意味を持たない)。この習慣をやめることができないとすれば、『国民的体系』=『国民経済学体系』と並称するためには『自然的体系』=『自然経済学体系』という訳名が成立するが、この最後者の『自然経済学体系』という題名はいかにも無理である。なぜなら、「自然経済学」などというものは存在しないし、リスト自身もそういう学問体系をつくろうなどと思ったことはないからである。

わたくしは当面の古典をたんに『経済学の国民

的体系』と呼ぶことにしたい。それはつきの理由からである。——リストは本書で *politische Ökonomie* という語を、自覚せずにふた通りに使っている。その第1は、*politische Ökonomie* がいわゆる *kosmopolitische Ökonomie*(世界主義経済学)に対立させられ、前者がリスト自身の国民主義経済学、後者がケネーおよび古典学派の名称として、方法意識的に区別されるばあいであって、つきの引用がそれを示す。「……ケネーがはじめて、一般的自由貿易の理念を自分の力で成立させ、国民という概念をかえりみずにその研究を人類全体の上にひろげたのであった。……ケネーの論ずるものはあきらかに、*kosmopolitische Ökonomie*, すなわち全人類の福祉がどのようにして達成できるかを教える学問なのであって、*politische Ökonomie*, すなわち特定の国民が特定の世界情勢のもとで農・工・商業によってどのようにして福祉と文明と勢力を達成するかを教えるという点に自分を限定する学問とは、対立するものである。／アダム・スミスも、同様に拡大した意味で自分の学説を論じた。というのは彼も、……やはり世界貿易の絶対的自由という世界主義的理念を弁護することを自分の任務としたからである。……彼はその本に特別の編を設けて *politische Ökonomie* の各種の体系について述べているが、それはただひたすら、これらの体系が無価値だということを明示するという意図と、*politische Ökonomie* ないし *National-Ökonomie*(国民経済学)——この並称に留意(小林)——の代りに *Welt-Ökonomie*(世界経済学)が現われなければならないことを立証するという意図とで、なされている¹⁾。」

だが第2に、リストの主著はジェイムズ・ステュアートの書名²⁾を継いだ古典学派の影響のもとに、*politische Ökonomie* という語を経済学そのものの意味にも用いている。つきの諸例がそれを明示する。「*politische Ökonomie* の支配的理論

の正しさについてわたくしに最初の疑問がうかんで以来、……23年以上が過ぎ去っている³⁾。」「だがわれわれは、……アダム・スミスの大きい功績を否定しようとは思わない。彼は *politische Ökonomie* にまっさきに分析的方法を導入して効果をあげた。……アダム・スミス以前にはただ実践があつただけである。彼の労作によってはじめて、*politische Ökonomie* という科学を形成することが可能になった⁴⁾。」

そこで、上述の引用のなかでいわれているように *politische Ökonomie* がすなわち *National-Ökonomie* であるならば、*Das nationale System der politischen Ökonomie* という題名において、*national* といい *politisch* という2つの形容詞が同義反覆の意味を持たないためには、*politische Ökonomie* の語をリスト自身における第2の意味、すなわちたんなる経済学という表現と解し、*das nationale System* の語に第1の意味、すなわち *Welt-Ökonomie* ないし *kosmopolitische Ökonomie* に対する *National-Ökonomie* ないし *politische Ökonomie* と同一の内容を帶びさせることが、きわめて自然であろう。したがって、リストの主著は題名を『経済学の国民的体系』と訳し、必要なときにはこれを『国民的体系』と略することが、適切でもあり便宜でもあると思われる。

II. 権力国家と国民国家

ひきつづいて、『国民的体系』に固有の用語の訳し方から問題にはいっていこう。上掲の *politische Ökonomie* と *kosmopolitische Ökonomie* という対称的用語は、前者が政治経済学、後者が世界主義経済学ないし万民経済学と通常訳されているが、それは前者を国民経済学と同一のものと解して、後者をこれに対する無国籍的・個人主義的経済学と解することにもとづく。しかし、*politisch* といい [kosmo] *politisch* という、それぞれの語の後半における一致は、上の訳語からは消え去ってしまっている。明治期の大島貞益訳(S. S.

1) Friedrich List: *Schriften, Reden Briefe*, Bd. VI, hrsg. von Artur Sommer, 1930, SS. 161~162.

2) Sir James Steuart(Denham): *An Inquiry into the Principles of Political Economy*, 2vols., 1767.

3) List, a. a. O., Bd. VI, S. 7.

4) *ibid.*, S. 357.

Lloyd の英訳——1885 年——からの重訳)は、『国民的体系』の題名は「一国経済学」の意であると述べたのみでなく、当面の両語をそれぞれ一国経済および万国経済(ないし「一国の経済」および「万国混同の経済」と訳して問題の点に意を配っているが、第 11 編「一国経済と万国経済の別」(Die politische und kosmopolitische Ökonomie)にいたって、この訳語で邦訳を一貫できないことをも注記しないわけにはいかなかった⁵⁾。わたくしは *politisch* の語源が「ポリース」にあることから、国家市民的経済学、世界市民的経済学という対称的訳語を案出してみたこともあるが、これもいかにも生硬だし、それに国家市民という語は、わたくしの知るかぎりでもカント以来の *Staatsbürger* の語を思いおこさせ、リスト自身も論説「農地制度……」(Die Ackerverfassung..., 1842)で自覚して *Staatsbürger* の語を使用しているので、この案出した訳語を捨てて、いまのところ通常の訳語にやむなく従っている。

ところでもうひとつ、『国民的体系』には *Nationalität* という語が、*Nation* の語とならんとしきりに用いられ、前者には国民体という訳語があたえられるのがふつうだが、それは英訳では *nationality* と訳し、大島訳では *Nation* と区別してたんに「国」と訳している言葉である。そして、国民体という語は国語としての日常的存在の権利を持っていないように思われる一方、国という訳語がリストの真意に遠くはないように思われる所以である。というのは、周知のように『国民的体系』刊行当時のドイツはいくつもの領邦(Territorialstaat)があったばかりで、1 民族の形成する国家(Staat)はなかったし、リストはその実情に対して、まずドイツ民族の経済的統一を——保護制度と鉄道網の建設とによって——実現し、それを基礎としてドイツ民族に政治的統一すなわち国家形態をあたえようとしたのであった。郷国ヴュルツテンペルクの憲法闘争(1815~20 年)にあ

たってリストとおなじ革新の立場を明示しリストとも 1 度触れあったことのあるヘーゲル⁶⁾は、それにもかかわらず、この闘争のなかで展開した論争で領邦ヴュルツテンペルクを Staat と考えたし、この Staat に対する、ドイツの人民(Volk)の結合としての Nation の理念を高く掲げてはいない。そしてヘーゲルは 1821 年に、ベルリン大学の教授として『法の哲学』を公刊するのである。ところが、憲法論争の末期(1819 年)に「ドイツ商工業同盟」の指導者に飛躍していちはやくドイツ民族の経済的統一の理念を把握したリストにとっては、ドイツ人の Staat とはこの経済的・全ドイツ民族的統一の基礎の上にはじめて成立すべきものであり、しかも人民の政治体として「下から」構成されるべきものであった。この第 2 の点については、憲法闘争期にリストがみずから体験をこめて書いた地方自治体(Korporation)改革論によって十分に知ることができる。そして、そういうものとしての民族の政治的結合がすなわち Nationalität なのである。それは当然、国家という統治機構を持つであろう。しかしそれはヘーゲルの Staat とはことなるはずであり、1834 年の「ドイツ関税同盟」の成立によっても、まだ具体化していないものである。だから(わたくしにはまだ決断がつかないでいるのだが), *Nationalität* の語はむしろ国民国家と訳すべきではないであろうか。

『国民的体系』はその第 35 章「大陸政策」のなかで、ヨーロッパ大陸列強の領土上の紛争に言及し、それを解消してイギリスに対する自立的な大陸制度の新編成を提唱している。だがリストにとっては、この新しい大陸制度にあって「領土の区分、憲法の原理、国民の独立性、勢力の問題の

6) vgl. G. F. W. Hegel: Verhandlungen in der Versammlung der Landstände des Königreichs Württemberg im Jahre 1815 und 1816, ..., 1867 (Hegel: Sämtliche Werke, hrsg. von G. Lasson, Bd. VII, 1913)——この邦訳は上妻精訳・金子武藏解説『ヘーゲル政治論文集』下(岩波文庫)に収載。Paul Gehring: Um Hegels Landständeschrift. Friedrich List im Spiel? Zeitschrift für philosophische Forschung, Bd. 23, Heft 1, 1969; 小林昇「青年リストとロイトリングン」(2), 『立教経済学研究』23 の 1, 1969.

5) 「前篇以来“ポリチカル、エコノミー”ノ字ヲ一国経済ト訳シ來リタレドモ本編[第 11 章]中従横ニ其義ヲ論ズルニ至テハ一国ノ字甚ダ梗碍多シ」(『李氏経済論』第 2 版, 1895 年, 219 ページ)。

いっさいの点でヨーロッパ大陸の東と西とのあいだの仲介者であるこの中心部ドイツは、その地理的位置、侵略に対するおそれを諸隣国にすこしも感じさせないその連邦制度、その宗教的寛容およびその世界主義的傾向、最後にその文化と権力との諸要素によって右の使命をあたえられているのだが、この中心点が現在ではその使命を果たすどころか、東と西とが相争う不和の原因となっているのである。というのは、国民的統一を欠くために弱体化し、たえず不安定にあちこちと動搖しているこの中央勢力を、東も西も双方が自分の側にひきよせようと欲するからである⁷⁾」という、つまりドイツにおける Nationalität の未確立という、困難があった。そこでこの困難の解決のために、「もしもドイツがその属領である沿岸地方や、オランダ、ベルギー、スイスとともに強力な商業的および政治的統一を構成したならば、またこの強力な国民的組織が現存の君主、王朝、貴族の利害と代議制度の諸機関とを、両者が互いに矛盾しないように融合したならば、ドイツは長期にわたってヨーロッパ大陸に平和を保証することができるであろうし、同時に永続的な大陸同盟の中心点を形成することができるであろう⁸⁾」という、リストの提唱が生まれる。そうして第36章「ドイツ関税同盟の貿易政策」では、とくにオランダをドイツ関税同盟に加入させるための貿易政策が論ぜられているのである。

リストはすでに『国民的体系』の第一部「歴史」のなかで、「オランダ、フランダース、ブラバントは、その住民の気質や風習からいっても、彼らの血統や言語からいっても、また政治的関係や地理的位置によっても、みなドイツ帝国の一部であった」と述べ(第3章)、また三十年戦争がドイツ帝国からオランダとスイスとを分離させた事実を指摘し(第7章)、「スイス連邦はドイツの帝国直属諸都市の集団なのであるが、これらの諸都市のあいだを埋めている農村地域の自由な住民によって建設されかたく接合されたものにはかならない」(同上)と語っている。ところでリストのこういう「大ドイツ主義」(オーストリアをもふく

7)・8) List, a. a. O., Bd. VI, S. 409.

む)は、一種の侵略主義なのであろうか。わたくしは上の引用のかぎりではそうはいえないと思う。リストはみずからのアメリカでの経験にもとづいて、全ドイツ民族諸国家の連邦、つまりドイツ人の合衆国(*die Vereinigten Staaten*)の建設を願って、そういう規模での Nationalität としてのドイツの成立を理想としていたのである。リストの「プロイセン嫌い」はこの理想と調和的に両立する。

リストはまたアメリカで、合衆国が数億の人口を持つ巨大国に成長するであろうということをきわめてはっきりと予見し、他方ロシアの巨大国化とイギリス帝国の残存(この予見だけは崩れた)とをも遠からぬ将来の事実だと考えるようになる⁹⁾。歴史のこの動向に対処すべきドイツの世界政策について、『国民的体系』とそれ以後のリストとの構想がどうちがったかという問題はここでは措くとして、ともかくもすでに『国民的体系』自身が、生産力の巨大化する将来世界にあって、小国はみずからの政治的・経済的国民統一を持つとしてもなお世界の諸国家の経済的竞争のなかで生き残りがたいことを、リストに語らせているといえるであろう。したがって、合衆国の思想をいちだんと拡大して中小の Nationalität 相互間の緊密な結合を求めるという思想は、ことに大陸制度の合理的再編を提唱した『国民的体系』の思想の現代的継承として、当然に生まれてくるはずである。こうして、たとえばアンドレ・マルシャルによれば、リストは EEC の思想的父のひとりなのである¹⁰⁾。

念のためにいえば、リストの思想の全体系の根深いところにナチズムへの連接の存することをわたくしは否定するものではない。『国民的体系』の末尾の部分にはドーナウ川に沿って黒海にまで

9) 上掲の「農地制度……」以後、リストのこの予見は、とくにその論説「ドイツ人の政治的・経済的国民統一」(*Die politisch-ökonomische Nationaleinheit der Deutschen*, 1845~46(List : a. a. O., Bd. VII)のなかにするどく示されるが、アメリカの遠来に対する予見はすでに『国民的体系』ではっきりと語られている。

10) cf. André Marchal : *L'Europe Solidaire*, 1964. 赤羽裕・水上万里夫訳『統合ヨーロッパへの道——EEC の政治経済学——』序論を見よ。

いたるドイツ人移民の構想が示されているが、それは翌年の「農地制度……」で詳細に展開されて、晩年のリストの民族思想がふくむこの暗い部分を物語っているようにわたくしには思われる¹¹⁾。

III. リストのアダム・スミス批判

リストの全体系はきわめて奥行きの深い歴史認識と歴史主義とによって支えられているものであって、この歴史主義の本質は、『国民的体系』で定式化されているようななかたちでの経済発展段階説や、それに結合しているいわゆる歴史実用主義とは別のところにあるものである¹²⁾。しかし、『国民的体系』は歴史叙述の部分を冒頭の第1部に置くことによって『自然的体系』の編成から区別される点に著者の自覚を示すと同時に、すでに彼のアメリカ時代に着手されていた5ボーゲン(80ページ)の歴史的論述¹³⁾と『自然的体系』以後の集中的な歴史研究の努力との二つをふまえてのことから、注目すべき成果を上げており、著者の全体系をささえる歴史把握への糸口を示している。『国民的体系』の第1部「歴史」は、要するにイタリー諸都市の勃興からイギリスの世界制覇にいたる近代諸国の貿易史——換言すれば近代商業史——の梗概にすぎないが、その構成はアダム・スミスの自由貿易論の実証的批判を意図しつつ、きわめてユニークな理論的洞察を提示しているものである。

『国民的体系』第1部第1章「イタリー人」の結語で、リストはすでにつきのように述べている。「貿易の国際的自由が問題とされるばあいにはいつもそうなのだが、右の議論(ヴェニスの成衰にかんする議論——小林)のばあいにも、われわれは自由という語によってひきおこされてこれまでにも大きい誤りを生んできた、概念の混同にぶつかる。貿易の自由のことは宗教的・市民的自由の

こととおなじように語られている。自由の友と代弁者とはおしなべて、どんな形式の自由をも擁護するのが自分の義務だと考えており、それだから自由貿易もまた、国内取引の自由と国際取引の自由との区別をせずに通俗化されているのだが、それにもかかわらず、この両者は本質と作用とからいって互いに天地の差を持っている。というのは、国内取引の制限は個人の自由と矛盾しないことはめったにないのに、外国貿易のばあいには最高度の個人的自由が最高度の制限と両立しうるからである。それのみでない。のちにポーランド人に即して指摘するはずだが、国際貿易の最高度の自由が国民的隸属を結果するということさえありうるのである。この意味をふくんでモンテスキューは述べている、〈貿易は、自由な国民のばあいにはどこよりも大きい制限の下におかれ、専制的に支配されている国民のばあいにはどこよりも制限されることがすくない〉と¹⁴⁾。」

この認識と主張とは、後進的なドイツ産業資本の原始蓄積の推進、そのための保護貿易政策の体制の確立、それによるドイツ国内市场→国民経済の形成を目的とするものであり、あきらかにリストが重商主義者であったことを物語っている。しかしここでたいせつなことは、リストがスミス→マンチェスター自由貿易主義→後進国の仲介的商業資本の自由貿易主義という、経済的自由主義の変質過程をその体験から読みとて、その上に、近代商業史における前期的資本と産業資本との対立、重商主義の眞の担当者である後者の歴史的・前進的意義を認めた点にある。リストはこの認識を、上の引用のとおり、国内取引の自由と保護制度との両立ないし結合、同様取引の自由と前近代的隸属との結合(仲介商業の独占的支配、これと封建権力との癒着)という表現で、説明したのであった。そうしてこの立場から、たとえば第5章「スペイン人」での、スミスのメスュエン条約(1703年)に対する鋭利で的確な批判が行なわれるにいたっている。

こういう立場から書かれた近代商業史がきわめ

11) 小林昇『リストの生産力論』、1978年、第7章以下を見よ。

12) 小林昇『フリードリッヒ・リスト論考』、1966年、第1論文を見よ。

13) vgl. List: *a. a. O.*, Bd. VI, S. 21.

14) *ibid.*, SS. 69~70.

てユニークであることは、リスト以後におなじような立場からの歴史が久しく書かれなかつたという事実によって示されている。われわれがこのユニークさを認識できるようになったのは、前期的資本という範疇の理論的分析の成果を先行させた、大塚久雄の『近代欧洲經濟史序説』(1944年)と、そこでの『国民的体系』へのしばしばの適切な言及とののちのことといつてよいであろう¹⁵⁾。ここではスミスもまたしばしば言及されながら、一方で重商主義の本質とその国内市场→産業資本→国民經濟の形成に対する意義が把握されることによって、歴史に即したかぎりでの、重商主義者リストの立言もまた十分に評価されているのである。こういう視角が、わが国での経済学史研究史でのいわゆる「スミスとリスト」という問題とかなりの隔りを持つことに、われわれは留意しなければならない。

交換価値の分析から経済理論の体系を樹立しようとし、資本主義における蓄積の構造をあきらかにしようとした、スミスの経済学の本質を、原始蓄積の推進者だったリストはついに理解することができなかった。ことに『国民的体系』第3部「理論体系」の第31章を成すスミス批判は、その内容がきわめて貧しい。だがこのことは、リストがスミスの本質にひそむ欠陥を感じていたという事実を否定するものではない。わたくしの指摘したいのはつきの論点である。

スミスの自由貿易主義は二つのかたちをとってあらわれている。それは第1には表面的に、消費者一般の利益→國際分業の利益の主張であって、この主張は『國富論』では、ことに第4編における重商主義批判にあたって幾度もくりかえして行なわれている。ここに2個所だけを引用しておこう。「およそどのような地方間に外国貿易が営まれるにせよ、これらの地方のすべては二つの別個の利益をそれからひきだす。それは、これらの地方の土地と労働の生産物のうち、そこでは需要のない剩余部分を国外にもちだし、それとひきかえに、そこで需要のあるなにか他のものをもち帰

15) 『大塚久雄著作集』第2巻、1969年、所収、とくにその108, 151ページ等を見よ。

る。つまりそれは、これらの地方の冗物を、そこでの欲望の一部を満足させ、享樂を増加させうる他のなにものかと交換することによって、これらの冗物に価値をあたえる¹⁶⁾。」「あらゆる私人の家族の行動において分別のあることが、一大王国のそれにおいて愚行だということはほとんどありえない。もある外国が、われわれ自身がある商品をつくりうるよりも安くつくり、それをわれわれに供給してくれることができると、われわれは、自分たちが多少とも強味をもつようしなかつて自國の勤労を活動させ、その生産物の若干部分でそれを外国から買うほうがよい¹⁷⁾。」

國際分業が消費者にあたえる直接の利益から自由貿易論を導き出すという論理は、バーボンやノースのいわゆる自由貿易論¹⁸⁾の継承であり、のちにリカードウにいたって比較生産費説として彌詠されるものである。スミスはこの論理を、スコットランドでぶどう酒をつくろうとする愚の一例として、立証しようとした¹⁹⁾。これに対してはリストは『国民的体系』の第18章で、自然的条件によって左右されることの多い農業生産物に対しては自由貿易がもとより望ましいが、政策によって容易に育成されうる工業製品のはあいには同一には論ぜられず、農業国がみずから工業を持って国内市场を形成し国民經濟を建設することの利益を詳論した。保護貿易のあたえる得失の問題は、こんにちの貿易理論の一分野をなし、したがって保護貿易一般への否定という態度を理論はすでに放棄しているが、上のリストの反批判が重要な意義を持つのは、工業の育成による国内市场と国民經濟との形成、すなわち国民単位での原始蓄積の進行が、近代的国民国家の確立のための根本条件であることを、彼が主張したという事実である。

16) Adam Smith : *Wealth of Nations*, ed. by E. Cannan, 6th ed., 2vols., 1950, vol. I. p. 413. 大内兵衛・松川七郎訳、2冊本、I, 668ページ。

17) *ibid.*, p. 422. 邦訳同上, 681ページ。

18) cf. Nicholas Barbon : *A Discourse of Trade*, 1690; Sir Dudley North : *Discourses of Trade*, 1691.

19) A. Smith : *op. cit.*, p. 423. 邦訳上掲, 683ページ。

そうしてリストのこの主張こそ、スミスの自由貿易主義のもう一つの、いっそう深い根を掘りおこすこととなる。もともと『国富論』は、原始蓄積の理論である重商主義や、資本主義的再生産の理論であろうとした重農主義に対しては、資本主義的蓄積の体系と呼びうべきものであるが、そのかぎり、『国富論』での経済的自由主義やそのコロラリである自由貿易論は、まず第1に蓄積の要請に答えるべきものであった。それゆえに、『国富論』の第2編第5章から第3編第1章にかけての、各種の生産・営業部面への資本投下の自然的秩序(蓄積への最も有利な資本投下の順序の法則)の存在の証明こそ、人為がそれを乱してはならないという理由をおのずから示しつつ、スミスの経済的自由主義の核心に据えられている理論だといわねばならない。

だが、『国富論』からの引用は、上の理論の結論の部分だけにとどめよう。——「それゆえ、事物の自然的運行によれば、あらゆる発展的な社会の資本の大部分は、まず第1に農業にふりむけられ、つぎに製造業にふりむけられ、そして最後に外国商業にふりむけられる。事物のこの秩序は、ひじょうに自然であるから、かりにも領土を持つほどのものであれば、どのような社会でも程度の差こそあれつねに観察されてきたことだ、とわたしは信じている。…／しかしながら、事物のこの自然的順序は、……ヨーロッパの近代諸国家のすべてにおいては、……多くの点においてまったく転倒させられてきた。すなわち、これらの国家の諸都市のあるものの外国商業は、そのいっさいの比較的精巧な製造業、つまり遠隔地への販売に適するような製造業を導入し、そして製造業と外国商業とが、ともどもに農業の主要な改良を生みだした²⁰⁾。」

そうして、この資本投下の自然的順序の末端に、おのずから自由貿易が位置する。すなわち、「あらゆる国の富と、……その国の力とは、その年々の生産物の価値に……つねに比例するにちがいない。ところが、あらゆる国の経済政策の大目的は

その国の富と力を増進させることにある。それゆえ、それは、国内商業よりも消費物の外国貿易を、またこれらの2者のどれよりも仲継貿易を、けつして優先させるべきでもなければ、とくに奨励すべきでもない。またそれは、消費物の外国貿易や仲継貿易という二つの水路のいずれにも、その国の資本のうち、自力で自然にそこへ流入するであろうよりも大きな分けまえを、けっして強制的に流入させるべきでもなければ、流入するよう誘引すべきでもない²¹⁾。」これは自由貿易論というよりもむしろ消極的な貿易不介入論と読めるが、じっさいはその内容は、重商主義における旧植民地制度と独占的仲介貿易資本の存在との批判という意味から、まさしく自由貿易論なのである。

ところで『国富論』はその第3編の展開のなかで、封建制末期以来のイングランドだけについては、第1に借地権の強力な保護にもとづく独立自営農民層の成立の歴史的意義を強調し、第2に、農業の子孫としての製造業をさらに外国への輸出製造業にまで発達させた、リーズ、バーミンガム等々の近代的な内陸諸都市の存在について語っている²²⁾。そして、この二つの事実の歴史的結合こそ、まさにイギリス産業資本の正常的な生成のプロセスなのであった。だが、そうだとすれば、スミスの自由貿易論的一面である国際分業の理論が後進農業国におしつけられるばかり、そこには、工業という最も重大な媒介項を無視した、農業→外国貿易という資本投下の順序、したがって「事物の自然的運行」を無視した資本投下しか実現されなくなるではないか。しかもスミスの亞流ではなくてスミス自身が、メスュエン条約の批判や国際分業の利益の主張によって、すなわち重商主義に対する彼の批判の重要な局面にあたって、みずからの経済的自由主義の体系的核心に矛盾していることとなる。『国民的体系』のスミス批判は、この矛盾をおのずからあらわならしめている点に、理論的批判としても大きい意義を持つものといえ

21) *ibid.*, pp. 351~352. 邦訳同上, 577~578 ページ。

22) cf. *ibid.*, pp. 367~368. 邦訳同上, 601~602 ページ; pp. 380~381. 邦訳同上, 622~623 ページ。

よう。

IV. 『国民的体系』とアメリカの恐慌

なお数語を費やさせていただきたい。わたくしはリストをドイツの本来の重商主義者、ドイツ産業資本のための原始蓄積の推進の旗手と解しているが、もとよりそれは、二重の制約を意識してのうえのことである。すなわち第1に、リストの重商主義→保護主義は、産業革命が深くイギリスで進行したという世界史的段階における、後進工業国ドイツのためのものであって、名誉革命以後、原始蓄積の先行の結果として貨銀の国際的高水準に苦しんだ、イギリスの保護主義→重商主義とはことなる。だからリストにとっては、ドイツの保護制度はイギリスの高度な機械的生産力のつくり出した諸製品がドイツの内陸市場を深部まで破壊するのを防ぐという目的を意識しているものであり、スミスの見た、イングランドにおける内陸の工業の製品がしだいに外国市場を開拓したという事実は、そういう工業がマニュファクチャのたちをとっていたかぎり、外国市場に対する破壊力の点では、リストの時点におけるよりも微弱なのであった²³⁾。第2に、もとよりリストの時代の世界経済はイギリスの重商主義時代の段階をはるかに越えて資本主義の支配を展開させており、したがって、イギリスの重商主義が関心の焦点とした貿易差額の順逆も、たんに原始蓄積の推進のための手段の問題ではなく、すでに世界経済の関連のなかでの恐慌と結合する問題であった。リストはこの事実を十分に認識しており、『国民的体系』の第23章「工業力と流通要具」はこの認識を詳細に示した章であるが、わたくしはそのごく一部を以下に引用しておきたい。それは対象の理論的分析につづく部分である。

「最近ならびに過去のアメリカの商業恐慌 (Handelskrisis) の原因是、アメリカの銀行ならびに紙幣制度のなかにそれを見いだそうとされてきた。ほんとうのところはこうである。銀行は…

23) vgl. List: a. a. O., Bd. VII, S. 470. 小林昇『リストの生産力論』、上掲、第3章。

…それに力を貸しはした。だが恐慌の主要な発生原因は、妥協関税法 (Kompromissbill [1833年]) の成立以来イギリスの工業製品の価値が輸出されたアメリカの農産物の価値を大きく上回ったこと、およびそれによって合衆国がイギリス人に、農産物では支払えない何億もの債務を負ってしまったこと、にある。これらの恐慌 (Krise) が均衡を失した輸入のせいであるとの証拠は、恐慌が平和の開始の結果としてなり関税の引下げによるなりして北アメリカへの工業製品の輸入が異常に増大したたびにいつもおこっていること、また輸入関税制度によって製品の輸入が農産物の輸出と均衡を保っていたあいだはけっしておこらなかったこと、に示されている。

さらにまた、この恐慌の責任は、合衆国で運河や鉄道の創設に投下されてその大部分がイギリスでの借款で調達された大きい資本のせいだといおうとされてきた。ほんとうのところはこうである。これらの借款は恐慌を何年もさきに延期してそれを拡大するのに力を貸した。だが借款自体はあきらかに輸入と輸出とのあいだに生じた不均衡によってひきおこされたものであって、この不均衡がなければ借款はなされなかつたであろうし、またなされなかつたであろう。

北アメリカが工業製品の大きい輸入によってイギリス人に巨額の債務を負い、それを農産物で支払うことは許されずに貴金属で支払うことしかできなかつたので、イギリス人はこの残高をアメリカの鉄道・運河・銀行の株式やアメリカの国債で支払わせることができ、為替相場と利子率との差によってそれが彼らの利益となつた。……

一方では北アメリカでのイギリスの工業製品の輸入がアメリカの銀行の信用授与によって促進されたとすれば、他方ではイギリスの銀行が信用授与と低い割引率とによってアメリカの銀行に協力した。……

こういう相互関係は、アメリカの工場がそのためにだんだん押しつぶされたにもかかわらず、高度の繁栄という外見をあたえた。……

アメリカの破産の誘因をあたえたものは、不作と[欧洲]大陸保護制度との結果イギリスから諸外

国へ貴金属が異常に流出したことであった。……

……事態が示したように、イギリスの銀行は信用授与の制限と割引率の引上げとによってしか、みずからを救うことができなかつた。これらの措置の結果として、アメリカの株式と国債とに対するイギリスでの需要が急減しただけではない。すでに流通にあったこれらの証券もまた、いまや市場に殺到した。……アメリカで流通している現金が本来はイギリス人のものであることがあきらかとなつた。そればかりではない。合衆国の全銀行・紙幣制度がその所有の上に成り立つてゐる現金をば、イギリス人が思うままに処理できるといふこともまたあきらかとなつた。……²⁴⁾」

リストは彼の時代のドイツ人のなかで最もスケールの大きい世界人であった。したがつて彼は1837年アメリカの恐慌をこのように詳細かつ

明確に把握できただけではない。彼は他方、イギリスでのチャーティズムの運動にも敏感に反応して、上掲の「農地制度……」のなかでは、「ごく最近では、このプロレタリアの階級のなかに一つの思想が動き出して、不況の際に2年も3年もつづけて家族とともに飢えねばならないような人間にとつては、自由とか国家の偉大とかがいいたいいかなる価値を持つのかということを疑問にしあじめている²⁵⁾」と述べるにいたつた。リストにおけるドイツの原始蓄積のための理論的構想は、彼自身がするどく捉えた、このような世界史的段階のなかで生まれたものである。そして彼の全体系の個性は、この制約からこそ形成されているのである。

(1969・12)

24) List : *ibid.*, Bd. VI, SS. 295~297. この引用では原典のパラグラフを再現した。

25) List : *ibid.*, Bd. V, S. 430. 小林昇訳『農地制度……』35ページ。